

《 給付金等受取口座の確認を 》

組合員の皆さんには、新規に組合員資格を取得されたときに、共済組合からの給付金等を受け取る口座を届けていただいております。給付金等が発生すればその口座に送金することとなります。

最近、改姓による送金エラーが多数発生しております。

結婚等に伴い「氏名・住所変更届」を共済組合に提出された際には、**同時にご自身の取引金融機関においても口座名義の変更手続き**をお願いします。

変更されていないとシステム上、口座名義人相違となり、期日に送金できない場合があります。

また、現在届けている口座がご不明な方は、共済組合（Tel.073-431-0111）までご確認ください。

なお、口座そのものを変更されたい方は、専用の『給付金等受取口座変更届』を共済組合までご提出願います。届出様式は各所属所の共済事務担当課にお問合せいただくか、または当組合ホームページからダウンロード願います。

(参考)

【共済組合から給付金等受取口座に送金される主なもの】

療養費、出産費、高額療養費、家族療養費附加金などの各種給付金
共済貯金の払戻及び解約金
新規申込みされた貸付金

【受取口座に指定できる金融機関】

紀陽銀行
近畿労働金庫
和歌山県下の農協